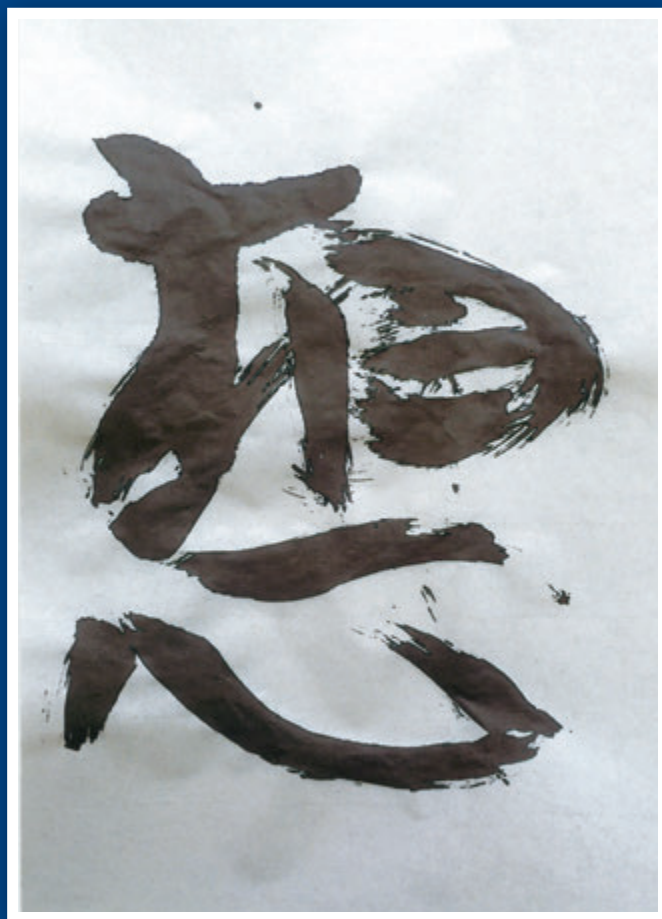




Run&ink&ink



表紙作品

- 作 者：ほりかわずひこ穂刈和彦（林檎の里）
- タイトル：想
- 画 材：習字



よこがお

表紙画作者紹介

穂刈 和彦さん

心の中で抱く想い。愛情、喜び、悲しみ、憎しみの感情を素直に出していきたいな。

令和6年度の障がい福祉サービス等報酬改定により、居住系のサービスである共同生活援助事業所と障がい者支援施設において、地域との連携等を充実させるために、「地域連携推進会議」の開催及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けることが、令和7年度より義務付けられました。

11月27日に開催された第3回地域支援部会にて、長野県健康福祉部障がい者支援課の担当者と意見交換を行いました。その際に情報提供があった内容を、地域支援部会長の小松敏幸氏にまとめていただきました。

『地域連携推進会議の手引き』によると、「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながると考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる」と指摘されました。

※(厚労省/令和6年4月24日「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」より)

また、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指すために、本人の希望に応じて、その人らしい居住生活に向けた支援の充実が改正内容に盛り込まれ、利用者が地域で暮らしていける仕組みが求められていることが背景にあるとされています。

※障害者総合支援法等の一部を改正する法律公布（令和4年12月より）

そこで、今回、グループホームに関わる皆さんが集う地域支援部会において、長野県の担当者を招き、資料に基づく行政説明と意見交換の場が持たれることとなりました。長野県下のグループホームの概要等により共通認識を得た後に、地域連携推進会議の実際について確認をしました。

※長野県下のグループホームの概要等については、協会ホームページをご覧ください

情報提供

地域連携推進会議の概要

- 目的：地域との関係づくり、理解の促進、透明性・質の確保、利用者の権利擁護
- 開催：会議及び施設等への訪問を年1回以上（2時間程度）
- 構成員：利用者、家族、地域関係者等で5名程度
- 会議：お互いの連携を通じて、より良いサービスの提供につなげる。
- その他：個人情報には、十分に留意する。

サービスの質の確保のために従来より行われている、「日中サービス支援型グループホームによる協議会等への報告」「第三者評価」に加えて、新たに「地域連携推進会議」が始まることとされたことから、それらの内容等を長野県担当者に整理していただいた。

サービスの質の確保のための各取り組みについて

	①日中サービス支援型における協議会への報告	②第三者評価	③地域連携推進会議
根拠	指定基準条例施行規則第54条の11第1項～第2項	社会福祉法第78条第1項	基準条例第120条の8第2項～第5項
主旨	・地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図るため。	・個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるため。 ・評価を受けた結果が公表されることにより、利用者のサービス選択のための情報とするため。	以下の目的を達成するため。 ・利用者と地域との関係づくり ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進 ・施設等やサービスの透明性・質の確保 ・利用者の権利擁護
内容	・協議会等に対して定期的に事業の実施状況及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の内容又は外部評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ・協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。	・社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。	・地域連携推進会議を設置し、おおむね1年に1回以上、当該協議会に対し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。 ・おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける。 ・上記報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。 ・上記の規定は、指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
義務/努力義務	義務	努力義務	義務
減算有無	なし	なし	なし
参考資料	各圏域自立支援協議会にお問い合わせください。	福祉サービス第三者評価について https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyok/a/daisansha/index.html	地域連携推進会議の手引き https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html
その他		福祉サービス第三者評価について、受審料金は評価機関ごとに設定されておりそれぞれ異なるが、1件につき20万円～30万円の範囲が多い	①日中サービス支援型における協議会への報告は別途必要

意見交換での質疑応答について

質問1 おおむね3年毎とされる福祉サービス第三者評価を地域連携推進会議の開催に変えることはできますか

回答 会議の開催、見学の機会、記録の作成・公表は免除されますが、地域に開かれた事業所となるよう、地域との交流を図ることは求められます。

質問2 1事業所において、複数の共同生活住居を設置している場合には、その共同生活住居ごとに年1回以上、地域連携推進員(会議の構成員)が訪問する機会を提供することとされていますが、会議の全構成員が全住居に対して訪問する必要がありますか

回答 複数住居を運営する場合は、各構成員は、年に1回以上いずれかの共同生活住居への訪問を行っていただければ結構です。(構成員a,b,c,d,e 住居A,B,Cの場合、構成員aが住居ABCをすべて訪問する必要はありません。)

なお、利用者の障がい特性により訪問が困難な場合や構成員の日程確保が困難な場合等においては、全ての構成員が訪問できないことも仕方ないとされています。

長野県健康福祉部障がい者支援課担当者より

地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることで、事業運営の透明性を高め、サービスの質の向上を図るといった会議の趣旨をご理解いただき、適切な方法で会議を開催いただくようお願いします。

今後、今回の地域連携推進会議という仕組みを活用しながら、利用される皆さんがその人らしく安心して暮らし続けることができるように、どのように事業所と地域との連携を推進していくのか模索し、ソーシャルアクションを起こしていくことが求められています。

会議の議事録は、協会ホームページにに掲載しています。詳しい資料はそちらを参考にしてください。



わたしのチャレンジ

いろいろなことに
チャレンジしている
りようしゃ
利用者さんをご紹介します!

ちよっぴり恥ずかしがり屋なMさん。そんなMさんの夢は…

“カッコいい男”になる事☆

でも“カッコいい”ってなんだろう? そんな事を自問自答しながら

“カッコいい男”になる為のチャレンジをしています。



チャレンジ① ★ 皆をビックリさせるような作品を作りたい!

風の工房に通い30年以上経ちます。色々作りたいけど…手伝ってほしい事もあるけど…
今でも18歳の時と同じ気持ち! 作品で皆をビックリさせることに挑戦中!

Mさんはドリフが大好き♡そこでMさんはドリフターズを表現
「8時だよ! 全員集合!」っと聴こえてくるようです♪



想像力豊かで類まれな才能をお持ちのMさん!
作品を通して“俺”を表現しています。

チャレンジ② ★ 自分の事は自分でしたい!



数年前に転倒され長期入院…。それから健康
の大切さを感じたMさん。

まずは「以前のように歩きたい!」と、歩く
こと、運動することを日課とし、自分のことは
自分でできる基本となる“健康”が保てるよう、
やる気に満ちています。



チャレンジ③ ★ ひと やく た 人の役に立ちたい!



“みんなの笑顔”を思い浮かべながら、“人の役に立つ!”に積極的です。



活動が終わったらお片付け。使った物は元の位置に片付け。毎日使う物は大切に。“当たり前”かもしれませんが、当たり前を続ける事の大切さをMさんは私達に教えてくださいます。

10月から新たなチャレンジ! 週一回、朝の会の司会をさせていただきます。恥ずかしがり屋のMさんにとって大きな一歩です。

チャレンジ④ ★ ひと やさ 人に優しくしたい、「ありがとう」を伝えたい!



優しく笑顔でいたい、そして『ありがとう』を伝えたい。でも、どうやって伝えればいいんだろう?

Mさんは皆に“ありがとう”を伝えるよう一生懸命です。

仲間の傍らでずっと微笑む。微笑むと場が和む。Mさんが伝える“優しさ”の表現です。



照れ屋なMさんは“お手紙”で「ありがとう」をお伝えすることもあります。



皆に作品を観てもらいたい! カッコいい作品を作りたい! 皆の笑顔が見たい! 彼女もほしいな〜。

たくさんの夢をお持ちのMさんです。“カッコいい男”になるためのチャレンジは、まだまだ続きます。

訪れた人が笑顔になれる場所を作りたい～飯田市を拠点に活動する「はなぶさレザー」

「はなぶさレザー」は、レザーを使った製品の販売やクラフト教室を通して、福祉及び地域社会への貢献を図る事を目的として2006年に創設されました。

2020年からはNPO法人はなぶさ学園として活動の幅を広げています。今回は、その取り組みを紹介します。

レザークラフト教室

イベントでのワークショップ、施設でのレザー教室開催



施設でのレザークラフト教室。
自分で柄を選び、自分の好きな位置に模様をつけます。「自分で出来る事」で自信がついていきます。

在宅就労支援

在宅でレザー製品を作るための材料提供、道具貸出、講習



このような道具の貸し出しをしています。

自分で柄や形を選んで自分だけのストラップを作製します。長く使えて、お気に入りの一品になります。近くで駆除された鹿の皮を使う事もあります。

地域資源活用活動(竹林整備)



竹林整備で取れた竹。竹細工でコップや小屋づくり等を行います。

不登校支援・

居場所づくりにも活用します

竹細工や小屋づくりは、不登校の方や障がいのある方の居場所作りのための製作活動にもなっています。

交通安全活動



「ジングルライダー」は、交通安全の啓発活動で保育園など、仲間とお菓子や旗を持って地域のいたるところに出発。交通安全の大切さについて、歌や交通安全指導(横断歩道の渡り方等)で伝えていきます。



作品が出来上がった時のみんなの笑顔がとても素敵で、いつもそれが楽しみです！自分で選ぶ事、自分で作る事って当たり前のように感じるけど、なかなか出来ない事で。本当に大切な事なんだと感じながら、関わらせていただいています。

それぞれ違う境遇の方たちが集まりますが、これからも人のつながりを楽しみ、訪れた人が笑顔になれる場所を作りたいと思います。

NPO法人はなぶさ学園 飯田市北方3872番地11

代表 木下英幸 (090-4132-9946)

長野県知的障がい福祉協会会長 宮下 智（明星学園）

【知的障がいと反抗期 ～その1～】

皆さんもご存じのように、反抗期には2才前後のイヤイヤ期と呼ばれる第一反抗期と思春期（中学生・高校生年齢）を中心とした第二反抗期があります。

第一反抗期は、この時期に心身の発達にともなうことができることが飛躍的に増えてきた子どもが、自分のやり方でやりたいという自己主張の気持ちを背景に自分のできること、自分のできないこと、手伝ってほしいこと、見守ってほしいことを周りの大人とのやりとりを通じて確認している時期だと考えることができます。子どもがなんでもイヤイヤということから、反抗期と呼ばれていますが、特に何に反抗しているというわけではなく、自分のやり方を見守ってほしい、認めて欲しいという気持ちが一番強いでしょう。

それに対して、第二反抗期は、まさに反抗です。特に親の示す価値や判断基準に「まあ、そうだろうな…」とあまり疑問を感じてこなかった子どもが「それは自分の考え方と違う」「親の意見はいつも正しいとは限らない」と反旗を翻して来るからです。また、親の意見は、その時期の子どもにとっては社会の代表としても存在していますから、その批判の先は、親にとどまらず社会へ向かうことにもなります。

では、子どもたちは、第一・第二反抗期を通じていったい何を確立していこうとしているのでしょうか？

それは自分の意思のありどころです。自分を今後形作っていくための心棒と言っても良いでしょう。しかし、意思というのは決して自然にできあがるものではありません。自分に意思らしきものができあがって、それを表現したときに、それとは違う他者の意思に出会い、初めて自分の意思の存在を確認することができ、さらに自己主張を続けることで確固とした意思の心棒ができあがっていくのです。

そして、この意思の心棒なるものは、知的障がいがあるとうと無かろうと豊かな人生を送っていくためには必要不可欠なものなのですが、どうも世の中の的には、残念ながらそれを認める風潮があるようには思えません。世の中の的には、知的障がいの方々、深く物事を考えられない人ということになっていますから、第二反抗期に見られるような親の考えに逆らって、親とは違う意思を持つようになるという想定がそもそも

無いのでしょうか。

そこで反証です。

Aさん、毎週一回の帰省が基本の方でした。もう何年かこの形での帰省が続いていて本人もそれを楽しみにしているようでした。ところが、このところ帰省を前にして自傷が増えているようでした。そこで相談です。Aさんは話すことができませんが、O×カードや表情カード、写真カードは確実に選択することができます。するとAさん、次の帰省はキャンセルしたいというのです。それはAさんが初めて見せる、帰省させたいと思っている母への拒否でした。するとどうでしょう？その後の自己選択の様子が変わってきたのです。彼の主食は幼少期からご飯(米)でしたが、自分で麺類(うどん、そば、ラーメン)のカードを持ってきて、主食を変えろというのです。また、帰省時の希望夕食メニューがいつも同じ焼肉だったのですが、それがコロケになったのです。

こうして彼の意思の心棒は少しずつしっかりしてきているようです。母の意思に反する形で、あるいは社会の常識に反する形で、あるいは過去の自分自身に反する形で、意思決定がされていきます。

今までも確かに彼は自己選択・自己決定をすることができていましたが、それは第二反抗期以前の意思表示の姿であり、それは親の意思や社会の常識を取り込んだ結果の意思と考えることができます。母の希望通りには帰省をしないという反抗的な心象が生まれたことで、彼の人生の彩は豊かになりつつあります。

どんなに重い知的障がいがあっても意思はあります。そして、新しい意思の芽生えともいえる反抗期ももちろんあります。そして、本当の自分らしい意思は、この反抗期を過ぎなければ形成されないのです。

また、反抗期を経ない知的障がいの方々、ある意味、従順で素直で、周りの人間からは扱いやすい人なのかもしれませんが、しかし、本人目線で考えるなら、その人は「我慢し続けている人」「イヤと言えない人」もっと言えば「何がイヤなのかわからない人」「本当に何をしたいのかわからない人」であり、多くの時間を「やらされている」という被動感の中で暮らしていると考えることができます。【続く】

障がいのある・ないに関わらず、私たちのコミュニケーションツールの一つに言語コミュニケーションがあります。しかし、相手に言葉だけではうまく伝わらないことってありませんか？ 伝わらない場合、態度や表情、色々な行動で伝えようとしています。福祉現場で働く私たちの日常で、発信された言葉の本当の意味を知った時に感動することってありませんか？ その感動の一コマをお伝えします。

～クリスマスプレゼント・・・サンタさんへのお願い～

T君は、とってもおしゃべりで、元気のいい中学生です。毎日の学校も楽しみにしていて、学校の行事も、とっても早くからワクワクして、みんなにお話しが止まりません。

そんなT君は、職員から「クリスマスプレゼント何がいい？」と聞かれると、「何がいいかな…？」と考えながら、ここ数年は「鍵にする。」と答えます。

職員：「鍵はどこのカギ？」

T君：「ここも、あそこも、あっちも開く鍵！」

職員：「職員と一緒にだね。職員とお仕事してくれるのかな。職員の鍵渡すよ。」

T君：「そうじゃないよ（笑）、いらないよ。…行けるから。」

職員：「どこに行くの？」

T君：「う～ん…いつでもね」



プレゼントされたカギは、そのまま大事にロッカーに。時々出しては、ここにこを見せてくれます。普段はそのカギを見ながら、自分で工作した鍵を持ってるんです。プレゼントされたカギは本当に使いたい時のためにとっておくみたい。

いつでも、誰かに頼まなくても、自由に自分の家に帰ることが出来る鍵があったらいいなと思ってるんだなって、私たち職員はこの季節になると考えます。

長野県社会福祉施設利用者互助会からのお知らせ

令和7年度 付添介護保険 更新のお手続きについて

令和7年度付添介護保険継続契約のお手続きについて、2月上旬にお知らせが届きます。お手元に届きましたら内容をご確認いただき、手続きをお願いいたします。

「付添介護保険」のご案内

プラン	Aプラン (基本プラン) 付添介護給付のみ	Bプラン (補償充実プラン) 付添介護給付+ 差額ベッド費用給付
年間保険料	9,000円 (1か月あたり750円)	10,860円 (1か月あたり905円)

✦ 入院一時金のサービス給付

✦ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別措置

～差額ベッド費用給付プラン(Bプラン)は付き添いが無い入院でも補償され、更に安心です～

給付金お支払い例
誤嚥性肺炎で15日間入院付添がない場合 (差額ベッド使用)

※あくまでも一例です。実際の給付は、付き添った時間の明細に基づいて算出されます

Aプラン加入		Bプラン加入	
昼 0時間 ⇒ 0円	夜 0時間 ⇒ 0円	昼 0時間 ⇒ 0円	夜 0時間 ⇒ 0円
入院一時金 ⇒ 10,000円	合計 10,000円	差額ベッド15日間 ⇒ 45,000円	入院一時金 ⇒ 10,000円
		合計 55,000円	



病院から付き添いの必要はないと言われたのですが、個室に入院しないといけませんでした。付き添いをしていなくても差額ベッド代が給付されるこの保険(Bプラン)は、とてもありがたかったです。

お問合せ ▶ 長野県社会福祉施設利用者互助会 ☎026-223-2682

発行者 長野県知的障がい福祉協会 広報委員会

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1

Tel:026-225-0704 Fax:026-225-0714

URL:http://id-nagano.or.jp/

長野保健福祉事務所庁舎内

E-mail:na-chifuku@deluxe.ocn.ne.jp

発行日 令和6年12月20日 印刷所 たけい印刷

広報誌「RUN&らんらん」は長野県知的障がい福祉協会のホームページからも閲覧できます。

